

平成 18 年 1 月 20 日

「公益法人制度改革（新制度の概要）」に関する意見

社団法人 全国地方銀行協会

．一般的な非営利法人制度

「 2 ． 社 団 形 態 の 法 人 」

理事等の任期に関しては、画一的に定めるのではなく、既存法人の活動実態・実績を踏まえ、内部の自治に委ねるべきである。

「 7 ． 雑 則 等 」

社員による代表訴訟制度の導入に関して、非営利法人の組織内の責任は、理事会等の執行体制、監査体制、情報開示制度などの整備や判断主体のチェック等、内部の自治に委ねて差し支えないと考えられ、代表訴訟制度の導入は時期尚早である。

．公益性を有する法人の認定等に関する制度

「 2 ． 認 定 基 準 お よ び 遵 守 事 項 」

当協会は、地方銀行を会員とする社団法人であるが、そもそも銀行は、内閣総理大臣の免許を受けている者でなければ営むことができない、極めて公共性の高い業種である。したがって、そうした公共性の高い業種を構成員とする銀行協会は、それ自体、公益性のある存在と考えられる。

また、その事業の中では、経済取引のインフラとして全国ネットワークの構築・運営等、各個別企業では対応困難な公益的事業（例、ATMネットワーク、CRITS®：信用リスク情報統合システム等）を行っている。こうした活動は、不特定多数の国民の利益の増進に寄与するものであり、認定基準は既存法人の活動実態・実績を十分に反映したものとすべきであ

る。

公益法人の満たすべき要件を定めるに際し、「公益的事業に係る事業費が、原則として、全事業費および管理費の合計額の半分以上を占めること」等の事項は、既存法人の活動実態・実績を踏まえ、柔軟な判断が可能な制度とすべきである。

役員報酬等の公表に関して、公表する内容が個人ごとの開示を想定しているのであれば、個人情報保護の観点から問題である。

・現行公益法人等の新制度への移行

「5．特例民法法人から通常の社団等への移行」

移行時に保有している財産の取扱いについて検討し、所要の規定を設けることに関して、既存法人の収支バランスや活動実態を踏まえ、円滑な移行、移行後の活動の支障となるような、制約・制限は課すべきではない。

・その他

今後、政省令、認定基準および遵守事項の策定にあたっては、パブリックコメントに付すべきである。

以 上